

令和6年度SNSによる市町村振興宝くじプロモーション業務に係る企画提案実施要領

1. 目的

この要項は、公益財団法人島根県市町村振興協会が実施する SNS による宝くじ広報の発信業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の内容等

- (1) 業務名 令和6年度SNSによる市町村振興宝くじプロモーション業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別紙提案仕様書のとおり
- (4) 提案金額の上限 2,424,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 島根県内に本店または支店、営業所のいずれかを有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、または、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (7) 委託業務終了までの間、島根県市町村振興協会と連絡調整が随時行えること。

4. スケジュール

- (1) 募集開始 : 令和6年 2月28日（水）から
- (2) 質問受付期限 : 令和6年 3月 6日（水）17時まで
- (3) 質問に対する回答 : 令和6年 3月 8日（金）予定
- (4) 参加申込書の提出期限 : 令和6年 3月15日（金）17時必着
- (5) 参加資格通知 : 令和6年 3月18日（月）予定
- (6) 企画提案書の提出期限 : 令和6年 3月22日（金）17時必着
- (7) プレゼンテーション及び審査会 : 令和6年 3月28日（木）予定
- (8) 審査結果の通知 : 審査会後速やかに実施
- (9) 契約締結 : 審査結果の通知後速やかに実施

5. 質問の受付と回答

- (1) 受付期間 公示日から令和6年3月6日（水）までの閉庁日を除く毎日。（8:30～17:00 まで）
- (2) 質問方法 企画提案質問票（様式1）で、電子メールにより行うこと。

件名を「SNSによる市町村振興宝くじプロモーション業務への問い合わせ」として、「提出・問合せ先」あてに送付すること。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行うこと。

また、口頭及び電話での質問は受け付けられないものとする。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けないこととする。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

各質問者の質疑をとりまとめ、質問者の名を伏せた、すべて同じものを質疑応答書（様式2）により3月8日（金）までに電子メールで回答する。

なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出期限 令和6年 3月15日（金）17時必着

(2) 提出方法 企画提案参加申込書（様式3）で、電子メールにより行うこと。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年 3月22日（金）17時必着
- ② 提出方法 郵送又は持参

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式） 5部
- ② 参考見積書（任意様式） 5部
- ③ 主な受注実績（任意様式） 5部

※官公庁等からの過去3年間の主な受注実績

(3) 提案書等作成についての留意事項

- ①提案書はA4伴用紙（縦・横は問わない）、両面印刷とし用紙最下部中央に必ずページ番号を入れること。（A3版は、折りたたんでA4版とする）
- ②参考見積書には見積額総額の内訳を明記し、積算根拠が分かるようにすること。
- ③提案書は、参考見積書も含めて一式とじ込んだ状態で提出すること。

- | |
|---|
| <p>1. 提案者の概要</p> <p>(1) 法人等の概要</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>2. 業務の内容</p> <p>(1) 実施方針</p> <p>ターゲットとする新規宝くじ購買層、フォロワーの獲得、維持の方針等</p> <p>(2) 企画内容</p> <p>L P のイメージ、キャッチコピー、キャンペーン企画、SNS 広報の内容等</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>3. 参考見積書</p> |
|---|

8. 選定方法

(1) 審査会

- ア 企画提案書の審査は、審査会を設置し厳正な審査会を行い、受託予定者を選定する。
- イ 審査は書類審査及びプレゼンテーションにより行う。

(2) プレゼンテーション

- ア 日時・場所は以下のとおりとする。
 - ①日時 令和6年3月28日(木)時間は、参加者数決定後、通知する。
 - (ア) 場所：島根県市町村振興センター（松江市殿町8番地3）
- イ 1提案あたりの時間は30分（説明時間20分＋質問時間10分）以内とする。
- ウ 出席者は1提案あたり最大2名とする。なお、業務を受注した場合に、実際に主として担当する者を出来るだけ出席させること。
- エ 説明は提出した提案書により説明する。なお、プレゼン時のプロジェクター、スクリーンの利用は、事前連絡があれば、協会で準備する。
- オ プレゼンテーションと質疑応答の内容は、提案書に準ずるものとして取り扱う。

(3) 審査結果

- ア 審査結果は、全提案者に文書で通知する。
- イ 審査経過は公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9. 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (4) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を選定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。

11. 提出・問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 (タウンプラザしまね4階)

公益財団法人 島根県市町村振興協会 担当：森口・石川

TEL：0852-61-3130 FAX：0852-27-3350

E-mail：shimashinkyou@shimane-ck.or.jp